

官報 号外

平成元年十一月十日

○第百十六回 参議院会議録第七号

平成元年十一月十日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第七号

平成元年十一月十日

午前十時開議

第一 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(第百十四回国会内閣提出、第百十六回国会衆議院送付)

第二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件(第百十四回国会内閣提出、第百十六回国会衆議院送付)

第三 公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(土屋義彦君) これより会議を開きます。

日程第一 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件
(いずれも第百十四回国会内閣提出、第百十六回国会衆議院送付)

以上両件を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。外務委員長山東昭子君。

審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
右は多数をもって承認すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成元年十一月九日

外務委員長 山東 昭子

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由
この議定書は、ベルギーとの現行の租税条約について、配当及び利子に対する源泉地国での限度税率を引き下げようとするものである。この議定書の締結により、両国間の二重課税回避の制度が更に整備され、経済関係の緊密化に資

することが期待されるので、妥当な措置と認め、費用別に費用を要しない。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(第百十四回国会内閣提出、本院継続審査)
右を本院において承認することを議決した。
よってこれを送付する。

平成元年十一月七日

衆議院議長 田村 元

参議院議長 土屋 義彦殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書
日本国政府及びベルギー王国政府は、千九百六十八年三月二十八日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約(以下「条約」という。)を改正することを希望して、次のとおり協定した。

第一条
条約第十条2を次のように改める。

2 1の配当に対しては、当該配当を支払う法人が居住者である締約国において、その締約国の法令に従って租税を課することができ、その租税の額は、次の額を超えないものとする。

(a) 日本国においては、

(i) 当該配当の受領者が、当該配当が支払われることとなる日に先立つ六箇月の期間を通じて、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の少なくとも二十五パーセントを所有する法人である場合には、当該配当の金額の十五パーセント
(ii) その他のすべての場合には、当該配当の金額の十五パーセント

(b) ベルギーにおいては、

(i) 当該配当の受領者が、当該配当が支払われることとなる日に先立つ六箇月の期間を通じて、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の少なくとも二十五パーセントを所有する法人である場合には、当該配当の金額の五パーセント
(ii) その他のすべての場合には、当該配当の金額の十五パーセント

この2の規定は、配当に充てられる利得についての当該法人に対する課税に影響を及ぼすものではない。

第二条

条約第十一条2を次のように改める。

2 1の利子に対しては、当該利子が生じた締約国において、その締約国の法令に従って租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の金額の十パーセントを超えないものとする。

第三条

1 この議定書は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかに東京で交換されるものとする。

平成元年十一月十日 参議院会議録第七号

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件外一件

平成元年十一月十日 参議院會議録第七号

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めた件

一三一

2 この議定書は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずるものとし、次のものについて適用する。

日本国においては、この議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度において生ずる所得

ベルギーにおいては、この議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に貸記され又は支払われる所得

3 この議定書は、条約が有効である限り効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百八十八年十一月九日にブラッセルで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

加藤 吉弥

ベルギー王国政府のために

L・ティンデマンス

審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約の締結について承認を求めた件

右は多数をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成元年十一月九日

外務委員長 山東 昭子
参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、インドとの現行の租税協定を、OECDモデル条約等を踏まえて全面的に改正しようとするものであつて、企業が相手国で事業を営む場合の所得に対する相手国の課税基準、船舶又は航空機による国際運輸業所得に対する相互免除、配当、利子及び使用料に対する源泉地国の課税軽減、短期滞在者、両国政府間で合意された文化交流のための特別の計画に基づく活動を行う芸術家、学生、教授等の所得に対する滞在地国の租税免除等の措置を定めるとともに、二重課税を排除する方法を規定したものである。この条約の締結により、両国間の二重課税の回避等の制度が整備され、経済及び文化の面での交流が一層促進されることが期待されるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約の締結について承認を求めた件 (第百十四回国会内閣提出、本院継続審査)

右を本院において承認することを議決した。よってこれを送付する。

平成元年十一月七日

衆議院議長 田村 元
参議院議長 土屋 義彦殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約の締結について承認を求めた件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約の締結について、日本国憲法第七

十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約

日本国政府及びインド共和国政府は、所得に対する租税に関し、二重課税を回避し及び脱税を防止するための新たな条約を締結することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

第二条

1 この条約の対象である租税は、次のものとする。

- (a) 日本国においては、
 - (i) 所得税
 - (ii) 法人税
- (以下「日本国の租税」という。)
- (b) インドにおいては、
 - (i) 所得税(加重税を含む。)
 - (ii) 「インドの租税」という。

2 この条約は、1に掲げる租税に加えて又はこれに代わつてこの条約の署名の日の後に課される租税であつて1に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約国の権限のある当局は、それぞれの国の税法について行われた実質的な改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

第三条

1 この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての領域(領海を含む。)及びその領域の外側に位置する水域で日本国が国際法に基づき管轄権を有し日本国の租税に関する法令が施行されているすべての水域(海底及びその下を含む。)をいう。

(b) 「インド」とは、インドの領域(領海を含む。)

(c) 「一方の締約国」とは、他方の締約国をいう。

(d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はインドの租税をいう。

(e) 「者」とは、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に關し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(g) 「一方の締約国の企業」と及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(h) 「国民」とは、次の者をいう。

(i) 日本国については、日本国の国籍を有するすべての個人並びに日本国の法令に基づいて設立され又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないが日本国の租税に關し日本国の法令に基づいて設立され又は組織された法人として取り扱われるすべての団体

(ii) インドについては、

(aa) インドの国籍を有するすべての個人

(bb) インドにおいて施行されている法令によつてその地位を与えられたすべての法人、組合及び団体

(i) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送(他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶

船又は航空機による運送を除く。をいう。
(j) 「権限のある当局」とは、

(i) 日本国については、大蔵大臣又は権限を与えられたその代理者をいう。
(ii) インドについては、中央政府大蔵省蔵入局又は権限を与えられたその代理者をいう。

2 一方の締約国によるこの条約の適用上、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国の法令における当該用語の意義を有するものとする。

第四条

1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者を含む。

2 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者については、両締約国の権限のある当局は、合意により、この条約の適用上その者が居住者であるとなされる締約国を決定する。

第五条

1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行っている場所をいう。

2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

- (a) 事業の管理の場所
- (b) 支店
- (c) 事務所
- (d) 工場
- (e) 作業場
- (f) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所
- (g) 保管のための施設を他の者に提供する者に係る倉庫

(b) 農業、林業、栽培又はこれらに関連した活動を行う農場、栽培場その他の場所

(i) 店舗その他の販売所
(j) 天然資源の探査のために使用する設備又は構築物（六箇月を超える期間使用する場合に限る。）

3 建築工事現場又は建設、据付若しくは組立工事、六箇月を超える期間存続する場合に限り、「恒久的施設」とする。

4 企業が一方の締約国内における建築工事現場又は建設、据付若しくは組立工事に関連して、六箇月を超える期間、当該一方の締約国内において監督活動を行う場合には、当該企業は、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有し、当該「恒久的施設」を通じて事業を行うものとされる。

5 3及び4の規定にかかわらず、企業が一方の締約国内における石油の探査、開発又は採取に関連して、六箇月を超える期間、当該一方の締約国内において役務又は施設を提供する場合に限り、当該企業は、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有し、当該「恒久的施設」を通じて事業を行うものとされる。

6 1から5までの規定にかかわらず、「恒久的施設」には、次のことは、含まれないものとする。

- (a) 企業に属する物品又は商品の保管又は展示のためにのみ施設を使用すること。
- (b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管又は展示のためにのみ保有すること。
- (c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。
- (d) 企業のために物品若しくは商品を購入し又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
- (e) 企業のためにその他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

7 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国内において他方の締約国の企業に代わつて行動する者（8の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。）が次のいずれかの活動を行う場合には、当該企業は、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされる。

(a) 当該一方の締約国内で、当該企業に代わつて契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使すること。ただし、その活動が6に掲げる活動（事業を行う一定の場所で行われたとしても、6の規定により当該一定の場所が「恒久的施設」とされない活動）のみである場合は、この限りでない。

(b) (a)の権限は有しないが、当該一方の締約国内で、物品又は商品の在庫を反復して保有し、かつ、当該在庫により当該企業に代わつて物品又は商品を規則的に引き渡すこと。

(c) 当該一方の締約国内で、専ら又は主として当該企業自体のために又は当該企業及び当該企業は同一の共通の支配下に当該企業と共に置かれて他の他の企業のため、反復して注文を取得すること。

8 企業は、通常の方法でその業務を行う仲立人、問屋その他の独立の地位を有する代理人を通じて一方の締約国内で事業活動を行っているという理由のみでは、当該一方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされない。

9 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業（恒久的施設を通じて行われるものであるかないかを問わない。）を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の「恒久的施設」とはされない。

第六条

1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得に対しては、当該

該他方の締約国において租税を課することができ。

2 「不動産」の用語は、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。不動産には、いかなる場合にも、これに附属する財産、農業又は林業に用いられている家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金（金額が確定しているかないかを問わない。）を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他のすべての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び独立の人的役務を提供するために使用される不動産から生ずる所得についても、適用する。

第七条

1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができ。一方の締約国の企業が他方の締約国内において恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に直接又は間接に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 3の規定に従うことを条件として、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行い、かつ、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行う別個のかつ分離した企業であるとしたならば当該恒久的施設が取得したとみられる利

平成元年十一月十日 参議院會議録第七号

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求むるの件外一件

一三四

得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。

3 恒久的施設の利得を決定するに当たっては、経営費及び一般管理費を含む費用で当該恒久的施設のために生じたものは、当該恒久的施設が存在する締約国内において生じたものであるか他の場所において生じたものであるかを問わず、損金に算入することを認められる。

4 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によって決定する慣行が一方の締約国にある場合には、租税を課されるべき利得をその慣行とされている配分の方法によって当該一方の締約国が決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、当該配分の方法によって得た結果がこの条に定める原則に適合するようものでなければならぬ。

5 恒久的施設が企業のために物品又は商品の単なる購入を行ったことを理由として、いかなる利得も、当該恒久的施設に帰せられることはない。

6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によって決定する。ただし、別の方法を用いることにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。

7 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によって影響されることはない。

第八条

1 一方の締約国の企業が航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することとができる。

2 一方の締約国の企業が船舶を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することとができる。

3 2の規定にかかわらず、この条約が適用される最初の十課税年度又は「前年度」の期間他方の締約国内において生じた2の利得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することとができる。ただし、その租税の額は、当該他方の締約国の税法によれば課されることとなる租税の額の

(a) 最初の五課税年度又は五「前年度」に関しては、五十パーセント
(b) 残りの五課税年度又は五「前年度」に関しては、二十五パーセント

を超えないものとする。

4 1から3までの規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによつて取得する利得についても、適用する。

5 この条の規定は、第二条の規定にかかわらず、日本国においては事業税にも、インドにおいては日本国における事業税と類似する税が課される場合にはそのような税にも、適用する。

第九条

1 (a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合又は

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配若しくは資本に直接若しくは間接に参加している場合

であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間、独立の企業の間と設けられる条件と異なる条件が設けられ又は課されているときは、その条件がないとみなされる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得となつたものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

2 一方の締約国において租税を課された当該一方の締約国の企業の利得を他方の締約国が当該他方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する

する場合において、両締約国の権限のある当局が、協議の上、その算入された利得の全部又は一部が、双方の企業の間と設けられた条件が独立の企業の間と設けられたであらう条件であつたとしたならば当該他方の締約国の企業の利得となつたとみられる利得であることに合意するときは、当該一方の締約国は、その合意された利得に対して当該一方の締約国において課された租税の額につき適当な調整を行う。この調整に当たっては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払う。

第十条

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受領者が当該配当の受益者である場合には、当該配当の額の十五パーセントを超えないものとする。

この2の規定は、配当に充てられる利得についての当該法人に対する課税に影響を及ぼすものではない。

3 この条において、「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利(信用に係る債権を除く)から生ずる所得及びその他の持分から生ずる所得であつて分配を行う法人が居住者とされる締約国の税法上株式から生ずる所得と同様に取り扱われるものをいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該配当の支払の

基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

5 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国から利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生じた利得又は所得から成るときにおいても、当該配当(当該他方の締約国の居住者に支払われる配当及び配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該他方の締約国内にある恒久的施設又は恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く)に対していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。

第十一条

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の利子に対しては、当該利子が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の受領者が当該利子の受益者である場合には、次の額を超えないものとする。

(a) 当該受益者が銀行である場合には、当該利子の額の十パーセント
(b) その他のすべての場合には、当該利子の額の十五パーセント

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であつて、他方の締約国の政府、当該他方の締約国の地方自治体若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国の政府の所有する金融機関が取得するもの及び当該他方の締約国の政府、当該

他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行若しくは当該他方の締約国の政府の所有する金融機関によって保証された債権又はこれらによる間接融資に係る債権に關し当該他方の締約国の居住者が取得するものについては、当該一方の締約国において租税を免除する。

4 3の規定の適用上、「中央銀行」及び「政府の所有する金融機関」とは、次のものをいう。

- (a) 日本国については、
 - (i) 日本銀行
 - (ii) 日本輸出入銀行
 - (iii) 海外経済協力基金
 - (iv) 国際協力事業団
 - (v) 日本国政府が資本の全部を所有するその他の金融機関で両締約国の政府が随時合意するもの
- (b) インドについては、
 - (i) インド準備銀行
 - (ii) インド輸出入銀行
 - (iii) インド政府が資本の全部を所有するその他の金融機関で両締約国の政府が随時合意するもの

5 この条において、「利子」とは、すべての種類の信用に係る債権（担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない。）から生じた所得（公債、債券又は社債から生じた所得（公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。）をいう。

6 1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該利子の支払の基因となった債権が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。

この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

7 利子は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府、地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、利子の支払者（締約国の居住者であるかないかを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設又は恒久的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となった債権が当該恒久的施設又は恒久的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設又は恒久的施設によって負担されるものであるときは、当該利子は、当該恒久的施設又は恒久的施設が存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

8 利子の支払の基因となった債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の關係により、利子の額が、その關係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に對し、この条の他の規定に妥当な考慮を払った上、各締約国の法令に従って租税を課することができ。

第十二条

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料及び技術上の役務に対する料金を對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の使用料及び技術上の役務に対する料金に對しては、これらが生じた締約国においても、当該締約国の法令に従って租税を課することができる。その租税の額は、当該使用料又は技術上の役務に対する料金の受領者が当該使用料又は技術上の役務に対する料金の受益者である場合には、当該使用料又は技術上の役務に對する

料金の額の二十パーセントを超えないものとする。

3 この条において、「使用料」とは、文学上、美術上若しくは学術上の著作物（映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用上の設備の使用若しくは商業上若しくは学術上の設備の使用若しくは商業上若しくは学術上の経験に關する情報の対価として受領するすべての種類の支払金をいう。

4 この条において、「技術上の役務に對する料金」とは、技術者その他の人員によつて提供される役務を含む經營的若しくは技術的性質の役務又はコンサルタントの役務の對価としてのすべての支払金（支払者のその雇用する者に対する支払金及び第十四条に定める独立の人的役務の對価としての個人に對する支払金を除く。）をいう。

5 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である使用料又は技術上の役務に對する料金の受益者が、当該使用料若しくは技術上の役務に對する料金の生じた他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該使用料又は技術上の役務に對する料金の支払の基因となった権利、財産又は契約が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

6 使用料及び技術上の役務に對する料金は、その支払者が一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府、地方公共団体若しくは居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、使用料又は技術上の役務に對する料金の支払者（締約国の居住者であるかないかを問わない。）が一方の締約国内に恒久的施設又は恒久的施設を有する場合において、当該使用料又は技術上の役務に對する料金の支払の基因となった債権が当該恒久的施設又は恒久的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設又は恒久的施設によって負担されるものであるときは、当該利子は、当該恒久的施設又は恒久的施設が存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

7 使用料又は技術上の役務に對する料金の支払の基因となった使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料若しくは技術上の役務に對する料金の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の關係により、使用料又は技術上の役務に對する料金の額が、その關係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうち当該超過分に對し、この条の他の規定に妥当な考慮を払った上、各締約国の法令に従って租税を課することができ。

第十三条

1 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産で他方の締約国内に存在するものの譲渡によつて取得する収益に對しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産の一部を成す財産（不動産を除く。）の譲渡又は一方の締約国の居住者が独立の人的役務を提供するため他方の締約国内において使用することのできる恒久的施設に係る財産（不動産を除く。）の譲渡から生ずる収益（単独に若しくは企業全体として行われる当該恒久的施設の譲渡又は当該恒久的施設の譲渡から生ずる収益を含む。）に對しては、当該

平成元年十一月十日 参議院會議録第七号

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認
一三六

他方の締約国において租税を課することができ
る。

3 2の規定が適用される場合を除くほか、一方
の締約国の居住者が他方の締約国の居住者であ
る法人の株式の譲渡によって取得する収益に対
しては、当該他方の締約国において租税を課す
ることができる。

4 一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する
船舶又は航空機及びこれらの船舶又は航空機の
運用に係る財産(不動産を除く)の譲渡によつ
て取得する収益に対しては、当該一方の締約国
においてのみ租税を課することができる。

5 一方の締約国の居住者が1から4までに規定
する財産以外の財産の譲渡によって取得する収
益に対しては、当該一方の締約国においてのみ
租税を課することができる。

第十四条

1 一方の締約国の居住者が自由職業その他の独
立の性格を有する活動について取得する所得に
対しては、その者が自己の活動を行うため通常
使用するこのことができる固定施設を他方の締約
国内に有せず、かつ、その者が当該課税年度又は
「前年度」を通じて合計百八十三日を超える期間当
該他方の締約国内に滞在しない限り、当該一方
の締約国においてのみ租税を課することができる。
その者がそのような固定施設を有する場合
又は前記の期間当該他方の締約国内に滞在す
る場合には、当該所得に対しては、当該固定施設
に帰せられる部分又は前記の期間を通じて当該
他方の締約国内において取得した部分について
のみ、当該他方の締約国において租税を課する
ことができる。

2 「自由職業」には、特に、学術上、文学上、美
術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護
士、技術士、建築士、歯科医師及び公認会計士
の独立の活動を含む。

第十五条

1 次条及び第十八条から第二十一条までの規定

が適用される場合を除くほか、一方の締約国の
居住者がその勤務について取得する給料、賃金
その他これらに類する報酬に対しては、勤務が
他方の締約国内において行われ、当該一方の締約
国においてのみ租税を課することができる。勤
務が、当該他方の締約国内において行われ
る場合には、当該勤務から生ずる報酬に対して
は、当該他方の締約国において租税を課するこ
とができる。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住
者が他方の締約国内において行う勤務について
取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までに
掲げることとを条件として、当該一方の締約国に
おいてのみ租税を課することができる。

(a) 報酬の受領者が当該課税年度又は「前年度」
を通じて合計百八十三日を超えない期間当該
他方の締約国内に滞在すること。

(b) 報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇
用者又はこれに代わる者から支払われるもの
であること。

(c) 報酬が雇用者の当該他方の締約国内に有す
る恒久的施設又は固定施設によって負担さ
れるものでないこと。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国
の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機内
において行われる勤務に係る報酬に対しては、
当該一方の締約国において租税を課すること
ができる。

第十六条

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者
である法人の役員資格で取得する役員報酬その他
これに類する支払金に対しては、当該他方の締
約国において租税を課することができる。

第十七条

1 第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、
一方の締約国の居住者である個人が演劇、映
画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽
家その他の芸能人又は運動家として他方の締約

国内で行う個人的活動によって取得する所得に
対しては、当該他方の締約国において租税を課
することができる。

もつとも、そのような活動が両締約国の政府
間で合意された文化交流のための特別の計画に
基づき当該一方の締約国の居住者である個人に
より行われる場合には、当該所得については、
当該他方の締約国において租税を免除する。

2 一方の締約国内で行う芸能人又は運動家とし
ての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は
運動家以外の他方の締約国の居住者である者に
帰属する場合には、当該所得に対しては、第七
条、第十四条及び第十五条の規定にかかわら
ず、当該一方の締約国において租税を課するこ
とができる。

もつとも、そのような活動が両締約国の政府
間で合意された文化交流のための特別の計画に
基づいて行われる場合には、当該所得について
は、そのような活動が行われた締約国において
租税を免除する。

第十八条

次条2の規定が適用される場合を除くほか、過
去の勤務につき一方の締約国の居住者に支払われ
る退職年金その他これに類する報酬に対しては、
当該一方の締約国においてのみ租税を課すること
ができる。

第十九条

1 (a) 政府の職務の遂行として一方の締約国又は
当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公
共団体に対し提供される役務につき、個人に
対し当該一方の締約国又は当該一方の締約国
の地方政府若しくは地方公共団体によって支
払われる報酬(退職年金を除く)に対しては、
当該一方の締約国においてのみ租税を課
することができる。

(b) もつとも、当該役務が他方の締約国内にお
いて提供され、かつ、(a)の個人が次の(i)又は(ii)
に該当する当該他方の締約国の居住者である

場合には、その報酬に対しては、当該他方の
締約国においてのみ租税を課することができる。

(i) 当該他方の締約国の国民
(ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の
締約国の居住者となった者でないもの

2 (a) 一方の締約国又は当該一方の締約国の地方
政府若しくは地方公共団体に対し提供される
役務につき、個人に対し、当該一方の締約国
若しくは当該一方の締約国の地方政府若しく
は地方公共団体によって支払われ、又は当該
一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地
方政府若しくは地方公共団体が拠出した基金
から支払われる退職年金に対しては、当該一
方の締約国においてのみ租税を課することが
できる。

(b) もつとも、(a)の個人が他方の締約国の居住
者であり、かつ、当該他方の締約国の国民で
ある場合には、その退職年金に対しては、当
該他方の締約国においてのみ租税を課するこ
とができる。

3 一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政
府若しくは地方公共団体の行う事業に関連して
提供される役務につき支払われる報酬及び退職
年金については、第十五条から前条までの規定
を適用する。

第二十条

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内
に滞在する学生又は事業修習者であつて、現に他
方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直
前に他方の締約国の居住者であったものがその生
計、教育又は訓練のために受け取る給付について
は、当該一方の締約国の租税を免除する。ただ
し、当該給付が当該一方の締約国外から支払われ
るものである場合に限り。

第二十一条

1 大学、学校その他の公認された教育機関にお
いて教育又は研究を行うため一方の締約国を訪

れ、二年を超えない期間一時的に滞在する教授又は教員であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又は訪れる直前に他方の締約国の居住者であつたものに対しては、その教育又は研究に係る報酬につき、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 この条の規定は、公的な利益のためではなく、主として特定の者の私的な利益のために行われる研究から生ずる所得については、適用しない。

第二十二條

1 一方の締約国の居住者の所得（源泉地を問わない。）で前各条に規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定は、一方の締約国の居住者である所得（第六條に規定する不動産から生ずる所得を除く。）の受領者が、他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行い又は当該他方の締約国において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該所得の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七條又は第十四條の規定を適用する。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者の所得のうち、他方の締約国内において生ずるものであつて前各条に規定のないものに対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第二十三條

1 いずれかの締約国において施行されている法令は、この条約において反対の規定が特に設けられていない場合を除き、当該締約国において、引き続き所得の課税を規律するものとする。

2 インドにおいては、二重課税は、次の方法により回避される。

(a) インドの居住者がこの条約の規定に従つて日本国において租税を課される所得を取得する場合に、インドは、日本国において直接に又は源泉徴収により納付される租税の額を当該居住者の所得に対する租税の額から控除する。ただし、控除の額は、(i)当該控除が行われる前に算定された) 所得に対する租税の額のうち日本国において租税を課される当該所得に該当する部分を超えないものとする。また、当該居住者がインドにおいて超過利潤税を課される法人である場合には、日本国において納付される所得に対する租税の額は、まず、インドにおいて当該法人に課される所得税の額から控除し、なお残額があるときは、インドにおいて当該法人に課される超過利潤税の額から控除する。

(b) インドの居住者がこの条約の規定に従つて日本国においてのみ租税を課される所得を取得する場合に、インドは、当該所得をインドの租税の課税標準に含めることができる。ただし、所得に対する租税の額から日本国において取得する当該所得に該当する部分を控除する。

3 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに關する日本国の法令に従ひ、

(a) 日本国の居住者がこの条約の規定に従つてインドにおいて租税を課される所得をインドにおいて取得する場合に、当該所得について納付されるインドの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に該当する部分を超えないものとする。

(b) インドにおいて取得される所得が、インドの居住者である法人によりその議決権のある株式又はその発行済株式の少なくとも二十五パーセントを所有する日本国の居住者である法人に対して支払われる配当である場合には、日本国の租税からの控除を行うに当たり、当該配当を支払ふ法人によりその所得について納付されるインドの租税を考慮に入れるものとする。

(c) (a)及び(b)に規定する控除の適用上、インドの経済開発を促進するための特別の奨励措置であつてこの条約の署名の日に実施されているもの又はその修正若しくは追加としてインドの租税に關する法令にその後に導入されることのあるものに従つてインドの租税の軽減又は免除が行われなかつたとしたならばインドの法令に基づき及びこの条約の規定に従つてインドの租税として納付されたものであつて額は、納税者によつて納付されたものとみなす。ただし、両締約国の政府が前記の措置により納税者に与えられる特典の範囲について合意を行うことを条件とする。

第二十四條

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されておらずしくは課されることがある租税若しくはこれに關連する要件以外の租税若しくはこれに關連する要件又はより重い租税若しくはこれに關連する要件を課されることはない。この1の規定は、第一條の規定にかかわらず、締約国の居住者でない者にも、適用する。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。

この2の規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として自国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を地方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

3 第九條、第十一條又は第十二條の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払つた利子、使用料その他の支払金については、当該企業の課税対象利子の決定に当たつて、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

4 一方の締約国の企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され又は支配されているものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されておらずしくは課されることがある租税若しくはこれに關連する要件以外の租税若しくはこれに關連する要件又はより重い租税若しくはこれに關連する要件を課されることはない。

5 この条において、「租税」とは、この条約の対象である租税をいう。

第二十五條

1 いずれか一方の又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと又は受けることになると認める者は、当該事案について、当該いずれか一方の又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して又は当該事案が前條1の規定の適用に關するものである場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に対して、申立てをすることができ、当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る当該措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならぬ。

2 権限のある当局は、1の申立てを正当と認め、満足すべき解決を与えることができる場合においては、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によつて当該事案を解決するよう努める。成立したすべての合意は、両締約国の法令

平成元年十一月十日 参議院会議録第七号

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めたの件外一件 公職選挙法の一部を改正する法律案

上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に關して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することが出来る。

4 両締約国の権限のある当局は、2及び3の合意に達するため、直接相互に通信することが出来る。

第二十六条

1 両締約国の権限のある当局は、この条約若しくはこの条約が適用される租税に関する両締約国の法令(当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限る。)を実施するため、又はこれらの租税に關する脱税を防止するため、必要なる情報を交換する。交換された情報は、秘密として取り扱うものとし、この条約が適用される租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に關する執行若しくは訴追又はこれらの租税に關する不服申立てについての決定に關与する者又は当局(裁判所を含む。)に対してのみ開示することが出来る。

2 1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行ふ義務を課するものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。

第二十七条

この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交官又は領事官の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十八条

1 この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかに東京で交換されるものとする。

2 この条約は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずるものとし、次のものについて適用する。

(a) 日本国においては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(b) インドにおいては、この条約が効力を生ずる年の翌年の四月一日以後に開始する各「前年度」の所得

3 千九百六十年一月五日にニュー・デリーで署名された所得に対する租税に關する二重課税の回避のための日本国とインドとの間の協定は、2の規定に従つてこの条約が適用される所得につき、終了し、かつ、適用されなくなる。

第二十九条

この条約は、無期限に効力を有する。ただし、いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各年の六月三十日以前に、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことができる。この場合には、この条約は、次のものについて効力を失う。

(a) 日本国においては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(b) インドにおいては、終了の通告が行われた年の翌年の四月一日以後に開始する各「前年度」の所得

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百八十九年三月七日にニュー・デリーで、ひとしく正文である日本語、ヒンディー語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

野田英二郎

インド共和国政府のために

G・N・グプタ

「山東昭子君登壇、拍手」

○山東昭子君 たいい議題となりました条約二件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、ベルギーとの租税条約改正議定書は、両国間における資本の交流を一層円滑化するため、配当及び利子に対する源泉地国の限度税率を引き下げようとするものであります。

次に、インドとの租税条約は、昭和三十五年に締結された現行協定を全面改正しようとするものであります。事業所得に対する相手国の課税基準、航空機または船舶による国際運輸業所得に対する相互免税、投資所得に対する源泉地国の課税軽減及び二重課税の排除方法等について規定しております。

委員会におきましては、租税条約の締結方針と相手国の選定基準、開発途上国に配慮した租税条約のあり方、脱税を防止するための方策等の諸問題につきまして質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共產党の立木委員より両件に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、両件はいずれも多数を

もつて承認すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより両件を一括して採決いたします。

両件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。よつて、両件は承認することに決しました。

○議長(土屋義彦君) 日程第三 公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。選挙制度に關する特別委員長前田勲男君。

審査報告書

公職選挙法の一部を改正する法律案 右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成元年十一月九日

選挙制度に關する特別委員長

前田 勲男

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、衆議院議員の二以上の選挙区にわたつて新たに設置された指定都市の区に係る衆議院議員の選挙区については、その急激な変更を緩和するため、当該区が設置された日以後二度目に行われる衆議院議員の総選挙前に行われる衆議院議員の選挙に限り、なお従前の区域によるものとする。この措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

公職選挙法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成元年十一月九日

衆議院議長 田村 元
参議院議長 土屋 義彦殿

公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

附則第二十項中「附則第十三項から第十六項まで」を「附則第十五項から第十八項まで」に改め、同項を附則第二十二項とし、附則第十九項を附則第二十一項とし、附則第十八項中「附則第十六項」を「附則第十八項」に改め、同項を附則第二十項とし、附則第十七項を附則第十九項とし、附則第十六項を附則第十八項とし、附則第十五項中「附則第十三項」を「附則第十五項」に改め、同項を附則第十七項とし、附則第十四項を附則第十六項とし、附則第十三項中「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市」を「指定都市に、」の属する市を「区」の属する指定都市に改め、同項を附則第十五項とし、附則第十二項の次に次の二項を加える。

13 衆議院議員の二以上の選挙区にわたつて新たに設置された指定都市の区に係る衆議院議員の選挙区については、第十三条、第二百六十九条、附則第七項及び別表第一の規定にかかわらず、当該区が設置された日以後二度目に行われる衆議院議員の総選挙前に行われる衆議院議員の選挙に限り、なお従前の区域による。

14 前項の場合において、当該区については、第十八条第一項及び第二百六十九条の規定にかかわらず、選挙区の区域により当該区の区域を分けて数開票区を設けるものとする。

附則

- この法律は、公布の日から施行する。
- この法律の施行前に衆議院議員の二以上の選挙区にわたつて設置され、この法律の施行の際現に公職選挙法第十三条第三項の規定による選挙区の所屬が定められていない地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区については、この法律による改正後の公職選挙法附則第十三項及び第十四項の規定を適用する。

〔前田勲男君登壇 拍手〕

○前田勲男君 ただいま議題となりました法律案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法は、指定都市の区の新設に関し、衆議院議員の選挙区について、その急激な変更を緩和しようとするものであります。衆議院議員の二以上の選挙区にわたつて新たに設置された指定都市の区に係る衆議院議員の選挙区については、当該区が設置された日以後二度目に行われる衆議院議員の総選挙前に行われる衆議院議員の選挙に限り、なお従前の区域によるものとする等を中心内容とするものであります。

委員会におきましては、衆議院公職選挙法改正に関する調査特別委員長左藤恵君より趣旨説明を聴取した後、採決を行いましたところ、本法は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時七分散会

出席者は左のとおり。

議長 土屋 義彦君
副議長 小野 明君
議員 片上 公人君
今泉 隆雄君
横溝 克己君
常松 克安君
足立 良平君
刈田 貞子君
平野 清君
永田 良雄君
矢原 秀男君
中川 嘉美君
勝木 健司君
鈴木 貞敏君
及川 順郎君
喜屋武真榮君
前田 勲男君
鶴岡 洋君
中西 珠子君
山田 勇君
三木 忠雄君
高木健太郎君
黒柳 明君
三治 重信君
加藤 武徳君
高木 正明君
大浜 方栄君
関口 恵造君
藤田 雄山君
本村 和喜君
陣内 孝雄君
石川 弘君

木庭健太郎君
寺崎 昭久君
白沢 一良君
西川 潔君
野末 陳平君
猪熊 重二君
猪木 寛至君
永野 茂門君
中野 鉄造君
下村 泰君
中曾根弘文君
下稻葉耕吉君
太田 淳夫君
小西 博行君
板垣 正君
和田 教美君
橋本孝一郎君
谷川 寛三君
峯山 昭範君
高桑 栄松君
田淵 哲也君
田中 正巳君
秋山 肇君
石原健太郎君
石井 道子君
野村 五男君
西田 吉宏君
松浦 孝治君
井上 幸平君
斎掛 哲男君

木宮 和彦君
青木 幹雄君
名尾 良孝君
岡部 三郎君
田沢 智治君
石井 一二君
岩崎 純三君
伊江 朝雄君
佐々木 満君
井上 孝君
下条進一郎君
鈴木 省吾君
原 文兵衛君
遠藤 要君
高橋 清孝君
宮崎 秀樹君
成瀬 守重君
須藤良太郎君
石渡 清元君
尾辻 秀久君
片山虎之助君
上杉 光弘君
吉川 芳男君
柳川 覺治君
岡野 裕君
山岡 賢次君
斎藤 文夫君
松浦 功君
藤井 孝男君
山本 富雄君
岩本 政光君
大藤 源子君
長田 裕二君
中西 一郎君
中村 太郎君
櫻井 規順君
西野 康雄君
小野 清子君
守住 有信君
大木 浩君
川原新次郎君
仲川 幸男君
大河原太一郎君
北 修二君
長谷川 信君
梶原 清君
井上 裕君
服部 安司君
世耕 政隆君
井上 吉夫君
大島 友治君
田辺 哲夫君
野沢 三三君
清水嘉子君
田村 秀昭君
木暮 山人君
合馬 敬君
鹿熊 安正君
鎌田 要人君
久世 公典君
吉川 博君
倉田 寛之君
大城 眞順君
竹山 裕君
福田 宏一君
向山 一人君
宮澤 弘君
村上 正邦君
山東 昭子君
岡田 広君
初村清一郎君
平井 卓志君
斎藤栄三郎君
喜岡 淳君
山田 健二君

紀平 梯子君	種田 誠君
肥田美代子君	前畑 幸子君
三上 隆雄君	小林 正君
堂本 暁子君	堀 利和君
会田 長栄君	清水 澄子君
三石 久江君	野別 隆俊君
庄司 中君	栗村 和夫君
菅野 壽君	細谷 昭雄君
千葉 景子君	一井 淳治君
田淵 敷二君	渡辺 四郎君
及川 一夫君	山口 哲夫君
山本 正和君	久保田真苗君
上野 雄文君	佐藤 三吾君
菅野 久光君	鈴木 和美君
大森 昭君	松前 達郎君
穂山 篤君	青木 新次君
対馬 孝且君	赤桐 操君
野田 哲君	安恒 良一君
福岡 知之君	粕谷 昭美君
本岡 昭次君	八百板 正君
村田 誠醇君	谷畑 孝君
古川太三郎君	星川 保松君
角田 義一君	吉田 達男君
日下部福代子君	林 紀子君
吉川 春子君	森 暢子君
深田 肇君	國弘 正雄君
近藤 忠孝君	諫山 博君
篠崎 年子君	大淵 綱子君
洲上 貞雄君	竹村 泰子君
井上 哲夫君	高井 和伸君
神谷信之助君	香脱タケ子君
小川 仁一君	梶原 敬義君
糸久入重子君	稲村 稔夫君
池田 治君	山中 郁子君
橋本 敦君	村沢 牧君
久保 亘君	浜本 万三君
笹野 貞子君	吉岡 吉典君
市川 正一君	小山 一平君

議長の報告事項

田 英夫君	安永 英雄君
瀬谷 英行君	山田耕三郎君
中村 統一君	立木 洋君
上田耕一郎君	
外務大臣	中山 太郎君
自治大臣	渡部 恒三君

議長の報告事項
一昨八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

文教委員	辞任	小西 博行君	補欠	勝木 健司君
社会労働委員	辞任	勝木 健司君	補欠	小西 博行君
農林水産委員	辞任	林 紀子君	補欠	上田耕一郎君
建設委員	辞任	上田耕一郎君	補欠	林 紀子君
税制問題等に関する特別委員会	委員長	中村 太郎君		
土地問題等に関する特別委員会	委員長	福間 知之君		
同日委員会において選任した理事は次のとおりである。				
税制問題等に関する特別委員会	理事	井上 吉夫君		
	理事	香掛 哲男君		
	理事	宮澤 弘君		
	理事	村上 正邦君		

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを選挙制度に関する特別委員会に付託した。

公職選挙法の一部を改正する法律案(公職選挙法改正に関する調査特別委員長提出)(衆第三号)

同日議長は、次の議員提出案を税制問題等に関する特別委員会に付託した。

消費税法を廃止する法律案(久保亘君外七名発議)(参第一号)

消費税法と税法を廃止する法律案(久保亘君外七名発議)(参第二号)

地方交付税法の一部を改正する法律案(久保亘君外七名発議)(参第三号)

税制再改革基本法案(久保亘君外七名発議)(参第四号)

法人税法等の一部を改正する法律案(久保亘君外七名発議)(参第六号)

通行税法案(久保亘君外七名発議)(参第七号)

物品税法案(久保亘君外七名発議)(参第八号)

入場税法案(久保亘君外七名発議)(参第九号)

地方税法の一部を改正する法律案(久保亘君外七名発議)(参第一〇号)

理事	稻村 稔夫君
理事	及川 一夫君
理事	本岡 昭次君
理事	矢原 秀男君
理事	近藤 忠孝君
理事	古川太三郎君
理事	寺崎 昭久君
理事	井上 孝君
理事	斎藤 文夫君
理事	吉川 博君
理事	村沢 牧君
理事	山本 正和君
理事	片上 公人君

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

所得税法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

米陸軍秋月弾薬廠の幹部将校の家族住宅建設に関する質問主意書(林紀子君提出)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

所得税法及び租税特別措置法の一部を改正する法律

昨九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

外務委員	辭任	鳩山威一郎君	補欠	木暮 山人君
		大鷹 淑子君		清水嘉与子君
		竹村 泰子君		喜岡 淳君
社会労働委員	辭任		補欠	鳩山威一郎君
農林水産委員	辭任	木暮 山人君		大鷹 淑子君
		清水嘉与子君	補欠	
運輸委員	辭任	上田耕一郎君	林 紀子君	
建設委員	辭任	喜岡 淳君	補欠	竹村 泰子君
		林 紀子君	補欠	上田耕一郎君
予算委員	辭任	諫山 博君	補欠	上田耕一郎君
決算委員	辭任	福間 知之君	補欠	三石 久江君
		上田耕一郎君		諫山 博君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

選挙制度に関する特別委員

辞任 補欠

笹野 貞子君 池田 治君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

運輸委員会

理事 二木 秀夫君 (野沢太三君の補欠)

同日衆議院から次の議案が提出された。よって議長は即日これを選挙制度に関する特別委員会に付託した。

公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第三号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

有児休業法案(糸久八重子君外七名発議)

同日委員長から次の報告書が提出された。

公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第三号)

審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避のため、日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(第百十四回国会閣条第四号)審査報告書
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件(第百十四回国会閣条第五号)審査報告書

平成元年十一月十日 参議院会議録第七号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所 三ノ門一〇五 東京都港区
大蔵省印刷局
電話 03(587) 4302
定価 税別 本号一部 一三三円